

新津中学校情報セキュリティ、個人情報等の運用指針

1 運用指針について

令和元年12月、文部科学省は、Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学びを実現するため、すべての児童生徒に「1人1台端末」等のICT環境を整備することとした。

荊田町においても、国のGIGAスクール構想に沿って、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して、学習活動の一層の充実や、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図るため、「1人1台端末」及び「校内無線LANネットワーク等」を整備した。

本指針は、新津中学校における「1人1台端末」及び「校内無線LANネットワーク等」の適正かつ効率的に運用するための運用基準を示すものである。

2 基本的な考え方

- (1) 生徒への教育効果が高まるような活用を図る。
- (2) 本指針は、荊田町教育委員会と新津中学校で検証し、必要に応じて見直すこととする。

3 「生徒用端末」(以下Chromebook)の学校内での活用に関する考え方

- (1) 生徒には、学習活動の時間で使用させることとする。
- (2) 生徒の健康を考え、使用時間や使用場所等の教育環境に十分配慮する。
- (3) 生徒には情報モラルに十分留意させて授業を行う。
- (4) 高温・多湿、水気のある場所では使用させない。

4 Chromebookの家庭内での活用に関する考え方

- (1) 「荊田町立小・中学校学習者用タブレット貸与申請書」【様式1】を提出した保護者の生徒のみが、持ち帰ることができる。
- (2) 生徒は、学習活動の時間で使用する事とする。
- (3) 生徒の健康を考え、使用時間や使用場所等の教育環境に十分配慮する。
- (4) 生徒には情報モラルに十分留意する
- (5) 高温・多湿・水気のある場所では使用しない。
- (6) 持ち帰る際は家庭で充電を行う。
- (7) 学校で保管する際は校内の充電保管庫で充電を行う。

5 生徒の「アカウント」の管理に関する考え方

- (1) 生徒一人につき1つのアカウントを付与する。
- (2) 生徒は、学習活動にのみ、アカウントを使用することができる。
- (3) 生徒は、学校のChromebookでアカウントを使用することができる。

6 教師用 Chromebook の活用に関する考え方

- (1) 教職員は、必要な学習や校務（個人情報を含まない）で使用するものとする。
- (2) 原則、校外へ持ち出さない。
- (3) 高温・多湿、水気のある場所での使用は避ける。
- (4) 職員は原則、学校外でのアカウントへのログインは行わない。
- (5) 教師用 Chromebook は職員室等で適宜充電を行う。

7 教師の「アカウント」の管理に関する考え方

- (1) 教師一人につき1つのアカウントを付与する。
- (2) 教師は、学習活動の準備や授業の時間の中等でアカウントを使用することができる。
- (3) 校長が特に業務上やむを得ないと判断した場合には、校長から許可を受けることとし、自宅のコンピュータ等でアカウントを使用しクラウド上のデータを取り扱うことができる。

8 「校内無線 LAN ネットワーク等」の活用に関する考え方

- (1) Chromebook、電子黒板に使用する。
- (2) 使用時間は原則平日の7時から19時までとする。

9 Chromebook の破損等について

- (1) 生徒及び教職員に配置している Chromebook は苅田町の備品であるため、大切に扱う。
- (2) 落下等を防ぐために、学校で対策を講じる。
- (3) Chromebook を破損した場合には、速やかに学校教育課担当まで報告し、「苅田町学習用タブレット端末等破損・紛失届出書」【様式 4】にて提出するとともに、学校教育課と協議する。

令和3年5月 策定